

住居表示のしおり



宇都宮市

目次

1 住居表示とは	- 1 -
2 住居表示の方法	- 2 -
3 新しい住所は、このような方法で決まります	- 3 -
4 住居表示を実施すると	- 4 -
5 住居表示実施前（約1か月前）にお届けするもの	- 5 -
6 住居表示実施日以降にお届けするもの	- 6 -
(1) 住居表示変更証明書の無料交付について	- 6 -
(2) 本籍の表示変更証明書の無料交付について	- 6 -
7 住所変更の手続きについて	- 9 -
(1) 住所変更手続きが「不要」な書類	- 9 -
(2) 住所変更手続きが「必要」な書類	- 10 -
(3) 旧住所のまま利用が可能な書類（市役所関係）	- 13 -
8 登記手続きについて	- 16 -
9 住所変更通知用はがきについて	- 18 -
10 その他	- 18 -
11 住居表示実施区域に新築・増改築したとき（新築による届出書）	- 19 -
12 既存建物で住所重複し、枝番号付番を希望する場合（住居番号変更申出書）	- 21 -
13 よくある質問	- 23 -
14 市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）	- 26 -
15 住居表示の実施状況	- 27 -
16 住居表示実施町名一覧	- 28 -

1 住居表示とは

◆従来、皆さんの住所を表示する場合、町名と地番を用いて、

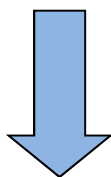
(例) 「〇〇町 〇〇番地」のように表示していました。

町 名 地 番

もともと地番は明治4年に地券制度ができ、主に徴税を目的とし所有者を明らかにするために土地に番号を付けたことが始まりです。その後、明治31年の戸籍法の改正などにより、地番を住所として使用したものです。この表示方法には、次のような欠点があります。

- 一筆の土地の大きさや形がさまざま、同じ番地の家が何軒もあることや、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からないことがあります。
- 土地の分筆・合筆などにより、多くの枝番、欠番が生じています。

このように住所を表示する地番は、順序よく並んでいないために、人を訪ねてもなかなか見つからなかったり、消防車や救急車の到着が遅れたりなど、さまざまな支障をきたす場合があります。



そこで、地番の混乱などを解消し、
住みやすく、分かりやすいまちづくりのために…
(市民生活や経済活動の利便性を向上させるため)

◆昭和37年5月に、「住居表示に関する法律」が制定され、特に人口密集地域などにおいて、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、多くの都市で住居表示が実施されるようになりました。

[住居表示を実施すると…]

- 消防車や救急車などがより早く現場に到着することができます。
- 探したい家を早く見つけることができます。
- 配達物の誤配・遅配が少なくなります。

本市でも、昭和38年度から、住居表示の事業に着手し、今日までに「市街地の区域^{※1}」の大部分において実施してきました。(26～27ページを参照ください。)

※1) 市街地の区域とは、議会の議決を経て、住居表示の区域及び方法を定めた地域。

2 住居表示の方法

本市の住居表示は、町の区域・名称を変更することなどにより、入り組んだ町の境界を整理するとともに、「街区方式」により、「街区符号」と「住居番号」を用いて実施します。

〔「街区方式」とは…〕

町の区域を道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって、いくつかに分けた1つのブロックである「街区」に付ける「街区符号」と、その街区内にある建物に付ける「住居番号」を用いて表示する方法です。

1 町・街区の境界

町・街区の境界は、道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって定めます。

2 町のかたち・大きさ

(1) 町のかたちは、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線で区画します。

(2) 町の大きさは、当該地域の形態により異なりますが、おおむね次の基準によります。

商業地域	66,000 m ²
住宅地域	132,000 m ²
工業地域	上記以上適宜

(なお、国からの通知などによりますと、町の規模の基準の適用に当たっては、地域社会の実態についても考慮し、300,000 m²程度を最大級の町の規模とすることとされています。)

3 町名の定め方

(1) できるだけ従来の名称、またはその地域における歴史・伝統・文化などからみて由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選んで定めます。

(2) 文字（字体）は、できるだけ常用漢字を用い読みやすく、かつ簡明な町名にします。

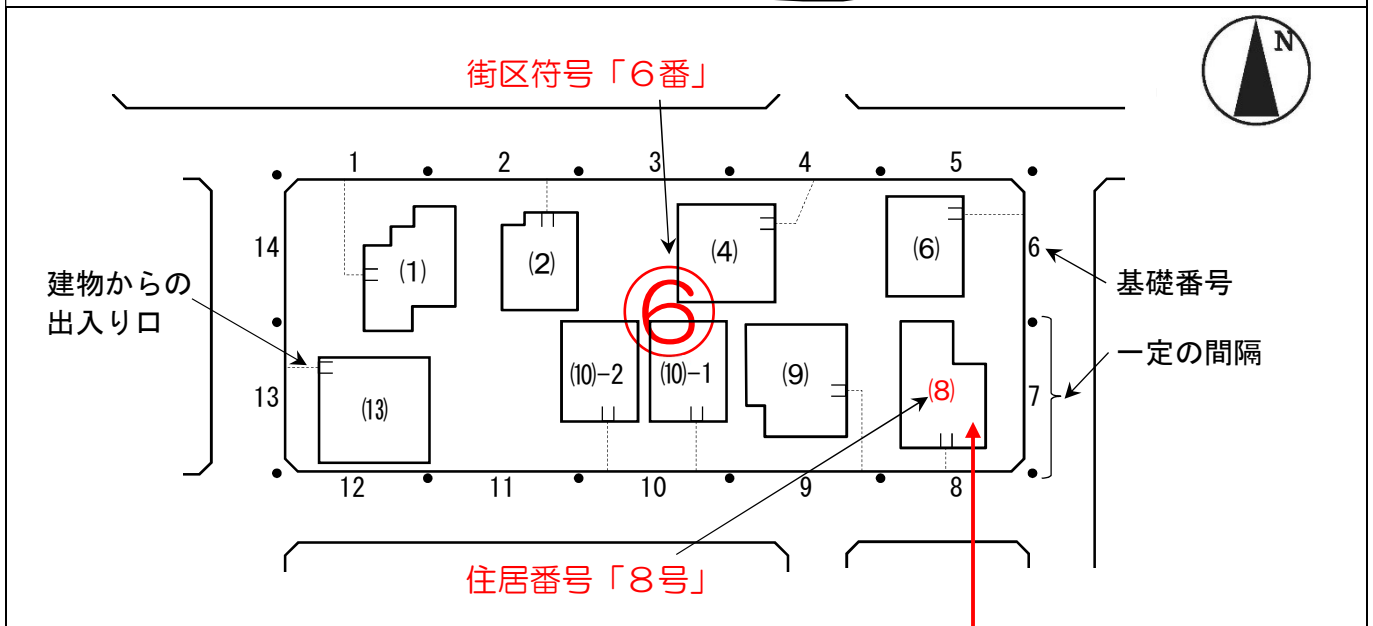
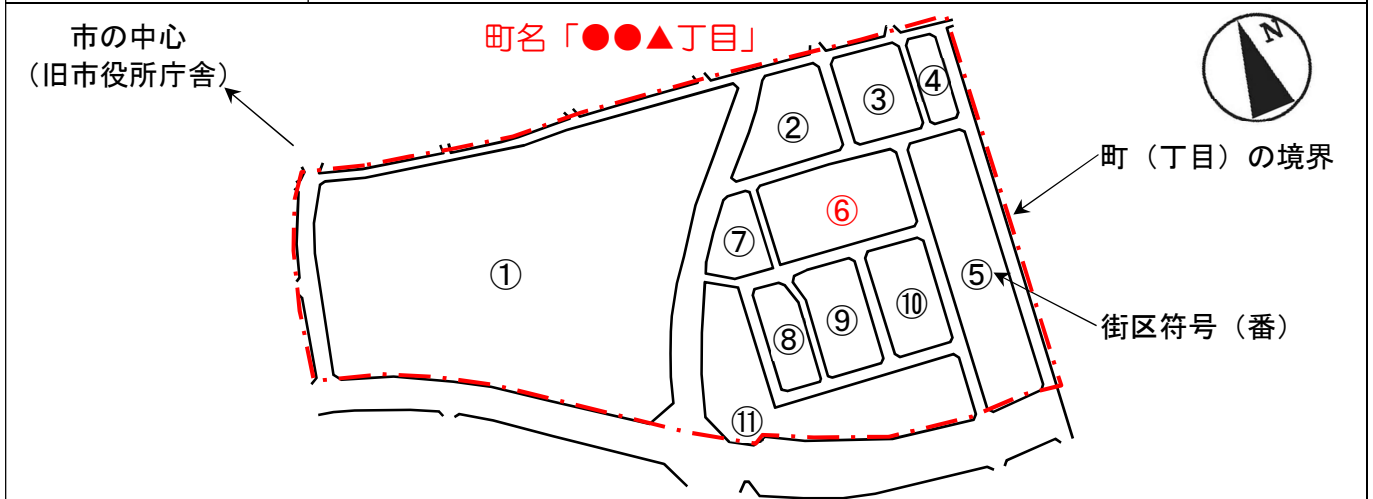
(3) 全市を通じて同一の町名、または類似の町名はさけます。

(4) 同じ町名を2つ以上の連続した町で付ける場合は、町名に丁目をつけて●●1丁目～●●5丁目というようにします。この場合、丁目は9丁目以下にとどめます。

3 新しい住所は，このような方法で決まります

住居表示の住所は，町名（丁目），街区符号，住居番号の組み合わせにより次のように表します。

町名 (●●▲丁目)	従来からあるものを尊重し，各町（丁目）の境界は道路・河川などの恒久的な施設で区切り，一目で分かるようにします。
街区符号 (番)	町（丁目）を街区に分け，一定の順序によって街区符号「○番」を設定します。（街区とは，周辺を道路等で囲まれた1つのブロックです。）
住居番号 (号)	西北の角を起点とした街区の周囲に右回りに一定の間隔で基礎番号を付け，原則として建物の主な出入口がどの基礎番号の間口に該当するかによって，住居番号「()号※」を設定します。 ※隣家と同じ住所になる場合は，枝番号を付番します。



この建物の場合，住居表示実施後の住所は宇都宮市●●▲丁目6番8号となります。
※枝番号を付番した場合は宇都宮市●●▲丁目●番●-●号

4 住居表示を実施すると

住居表示を実施すると、住所、本籍、不動産（土地・建物）の表示が次のように変わります。

	実施前	実施後
住所の表示	宇都宮市 ●●町 1 2 3 番地 4	宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>2番</u> <u>3号</u> <small>新町名 街区符号 住居番号</small> 【枝番号を付番した場合】 宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>2番</u> <u>3-4号</u> <small>枝番号</small> ※街区符号、住居番号（枝番号）については3ページをご覧ください。
本籍の表示	宇都宮市 ●●町 1 2 3 番地 4	宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>1 2 3 番地 4</u> <small>新町名 従来之地番</small> ※該当区域内に本籍がある方については、「戸籍の本籍変更のお知らせ」を発送します。
土地の表示 (※)	宇都宮市 ●●町 1 2 3 番 4	【土地区画整理事業に伴う住居表示】 宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>5番</u> <small>新町名 新地番</small> 【上記以外の住居表示】 宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>1 2 3 番 4</u> <small>新町名 従来之地番</small>
建物の表示 (※)	宇都宮市 ●●町 1 2 3 番地 4	【土地区画整理事業に伴う住居表示】 宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>5番地</u> <small>新町名 新地番</small> 【上記以外の住居表示】 宇都宮市 ●● <u>1丁目</u> <u>1 2 3 番地 4</u> <small>新町名 従来之地番</small>

※土地の地番は「番」、建物の所在は「番地」で表します。

5 住居表示実施前（約1か月前）にお届けするもの

住居表示のしおり	•新しい住所の表し方や、必要な住所変更手続き一覧等を記載しています。
住所等変更予定通知書	•変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。 (住居表示の証明とはなりません。)
住居表示新旧対照案内図	•新しい町名や町の境界、新旧の住所等を表しています。
登記申請書	•不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは16・17ページをご覧ください。 •法人のみなさまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。
住所変更通知用はがき (1世帯50枚)	•知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する 無料はがき です。詳しくは18ページをご覧ください。
会社等の変更登記の手引き ※会社のみ	•会社等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。 (住民のみなさまにはお届けしていません)

6 住居表示実施日以降にお届けするもの

住居表示通知書	<ul style="list-style-type: none"> 住所が変更になったことを正式にお知らせする通知です。
住居表示変更証明書 (10枚)	<ul style="list-style-type: none"> 住所の変更手続きを行うために必要な証明書です。変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。(証明書には、世帯員全員の氏名を記載しています) ◇ 不足した場合は、市民課または最寄りの地区市民センター、出張所にて無料で交付します。
証明書交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示変更証明書が不足した場合に使用するものです。詳しくは表下(1)をご覧ください。
住居表示板	<ul style="list-style-type: none"> 住所をお知らせするための表示板です。住居表示実施日以降、市が委託した事業者が取り付けにお伺いします。
戸籍の本籍変更のお知らせ (実施区域内に本籍がある方)	<ul style="list-style-type: none"> 住居表示実施区域内に本籍がある方が、本籍の変更手続きを行うために必要な通知です。変更前の本籍と変更後の新しい本籍を記載しています。
本籍の表示変更証明書交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> 証明書を希望する場合に使用するものです。詳しくは表下(2)をご覧ください。

(1) 住居表示変更証明書の無料交付について

住居表示変更証明書が不足した場合は、無料で交付します。

お手数ですが、本人確認書類をお持ちのうえ市民課（市役所庁舎1階1番窓口）または最寄りの地区市民センター、出張所までお越しください。なお、郵送での申請も可能です。

※郵送で申請する場合は、「証明書交付申請書」に必要事項を記入していただき、返信用封筒（切手を貼付し、宛名を記入してください）、本人確認書類の写しを同封のうえ、市民課企画グループあてお送りください。

(2) 本籍の表示変更証明書の無料交付について

本籍の表示変更証明書をご希望の場合、無料で交付します。

お手数ですが、本人確認書類をお持ちのうえ市民課（市役所庁舎1階1番窓口）または最寄りの地区市民センター、出張所までお越しください。なお、郵送での申請も可能です。

※郵送で申請する場合は、「本籍の表示変更証明書交付申請書」に必要事項を記入していただき、返信用封筒（切手を貼付し、宛名を記入してください）、本人確認書類の写しを同封のうえ、市民課戸籍グループあてお送りください。

住居表示通知書

見本

住居表示通知書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏名、名称又は施設の名称		宇都宮 太郎
住所 居 所 施設の場所	実施前	宇都宮市 旭町344番地1
	実施後	宇都宮市旭3丁目4番5号
住居表示の実施期日		昭和39年3月1日

住居表示実施後の住所

住居表示を実施した日

令和00年00月00日

宇都宮 太郎 様

宇都宮市長 氏 名 印

公印の無い通知書は無効です

証明書

住居表示変更証明書

氏名・名称又は施設の名称		宇都宮 太郎
住所 居 所 施設の場所	実施前	宇都宮市 旭 ^町 344番地1 丁目
	実施後	宇都宮市旭3丁目 4番 5号
住居表示の実施期日		昭和39年 3月 1日

住居表示実施当時に住んでいた方（世帯主）の氏名や法人等の名称、施設の名称

住居表示実施前の住所

住居表示実施後の住所

住居表示を実施した日

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき上記のとおり住居表示の変更があったことを証明する。

令和00年00月00日

宇都宮市長 氏 名 印

公印の無い証明書は無効です

記載例

証明書（住居表示等）交付申請書 （あて先）宇都宮市長 令和 ●年 ●月 ●日		申請者 住所 宇都宮市 △△番地○○○ 氏名 宇都宮太郎 電話番号 ○○○- △△△- ○○○○		①	
氏名又は名称		宇都宮太郎		②	
住居施設の場所	の表示	旧住所 (土地の地番)	宇都宮市 旭町 344番地 1		
		新住所	宇都宮市 旭3丁目 4番 5号		
使用目的		1 登記変更 2 免許変更 3 銀行提出 4 車の名義変更 5 その他 ()		③	
使用枚数		● 枚		④	
		使用目的欄	受付	作成	確認
		<input type="checkbox"/> 記入確認			

①	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に来た人の住所・氏名・電話番号を記入。 ・委任状は不要。 ※ 申請者の免許証等本人確認が必要となります。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示を実施した(又は住所を設定した)時の「氏名又は名称」・「旧住所(土地の地番)」 ・「新住所」の3点を記入。 ・方書きは、旧・新両方の住所に記入。 ※ 旧・新のどちらかの住所が不明な場合、後から記入してもらうことで受付可能。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する使用目的に○印を記入。その他の場合は () に用途記入。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・必要枚数を記入。 ※ 証明書については無料交付

7 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、宇都宮市などが住所の書き換えを行う書類と、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要がある書類について、ご案内します。

(1) 住所変更手続きが「不要」な書類

市が管理している公簿類（住民票・戸籍・印鑑登録・選挙人名簿）は全て市役所で書き換えます。

また、水道、電気（東京電力）、ガス（東京ガス）、電話（NTT 固定電話）についても、住所変更の手続きは必要ありません。

※下記書類については、住居表示実施後に新住所に書き換えた新たな書類を郵送いたします。

項目	問合せ先	備考
国民健康保険被保険者証	保険年金課 国保税グループ ☎028-632-2320	新たな書類が届きましたら、住居表示実施前の書類は破棄してください。
後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 後期高齢医療グループ ☎028-632-2308	
介護保険被保険者証	高齢福祉課 介護保険料グループ ☎028-632-2909	
介護保険負担割合証	高齢福祉課 介護サービスグループ ☎028-632-2906	
予防接種受診者証	保健予防課 感染症予防グループ ☎028-626-1114	
子ども医療費受給資格者証	子ども政策課 子ども給付グループ ☎028-632-2387	
Net119緊急通報システム	消防局 通信指令課 ☎028-625-5599	

(2) 住所変更手続きが「必要」な書類

住居表示実施後に、お持ちになっている書類を新住所に書き換える必要があります。住所変更手続きが必要な書類は下記のとおりです。

※旧住所のままでの利用ができませんので、速やかに手続きをされますようお願いいたします。

■市役所関係

項目	届先	必要なもの	申請期限	備考
マイナンバーカードの住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各地区市民センター ・各出張所 <p><問合せ先> 市民課 住民グループ ☎028-632-2271</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(※1) ・本人確認書類1点(※2) (運転免許証, パスポート, 健康保険証など) <p>(※1)住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)が必須です。不明の場合は, 新たに設定する必要があります。(本人以外が暗証番号再設定手続きを行う場合は, 市民課までお問合せください。)</p> <p>(※2)暗証番号の入力が可能な場合は, 本人確認書類は不要です。</p>	<p>随時</p> <p>※速やかに手続きをお願いします。</p>	
電子証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各地区市民センター ・各出張所 <p><問合せ先> 市民課 証明グループ ☎028-632-2265</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(※1) ・本人確認書類1点(※2) (運転免許証, パスポート, 健康保険証など) <p>(※1)署名用電子証明書の暗証番号(英数字6~16桁)が必須です。不明の場合は, 新たに設定する必要があります。</p> <p>(※2)暗証番号の入力が可能な場合は, 本人確認書類は不要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が手続きを行う場合は, 市民課までお問合せください。
マイナンバーカードの再交付 ※追記欄が満欄の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 ・各地区市民センター ・各出張所 <p><問合せ先> 市民課 個人番号グループ ☎028-632-5266</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・本人確認書類2点 (運転免許証, パスポート, 健康保険証など) ・顔写真1枚(4.5cm×3.5cm) <p>※市役所市民課では, 顔写真を無料で撮影することができます。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・申請から2か月程度で本人あてに交付通知書(お受け取りのご案内はがき)を郵送します。 ・交付通知書に記載の交付場所の窓口で原則, ご本人が必要書類をご持参のうえ, 新しいマイナンバーカードをお受け取りください。

項目	届先	必要なもの	申請期限	備考
住民基本台帳カード (顔写真付きのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課 ・ 各地区市民センター ・ 各出張所 <p><問合せ先> 市民課 住民グループ ☎028-632-2271</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳カード(※1) ・ 本人確認書類1点(※2) (運転免許証, パスポート, 健康保険証など) <p>(※1) 交付時に設定した暗証番号(数字4桁)が必須です。(本人以外が暗証番号再設定手続きを行う場合は, 市民課までお問合せください。)</p> <p>(※2) 暗証番号の入力が可能な場合は, 本人確認書類は不要です。</p>	随時 ※速やかに手続きをお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年12月27日で交付終了しているため, 新たに交付は行っていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 委任状(代理申請の場合) 		

■市役所関係以外

その他, 法令などにより住所・戸籍など変更の届出を要するものは, それぞれ関係機関にお問合せいただき, 所定の手続きをされますようお願いいたします。

※不動産(土地・建物)登記簿の所有者の住所変更については, 「8. 登記手続きについて16・17ページ」をご覧ください。(表題部の所在欄は, 法務局にて職権で書き換えます。)

項目	届先	必要なもの	申請期限
自動車運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県運転免許センター ☎0289-76-0110 ・ 各警察署 宇都宮中央警察署 ☎028-623-0110 宇都宮東警察署 ☎028-610-0110 宇都宮南警察署 ☎028-653-0110 	<p>《住所の変更》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転免許証 ・ 住居表示通知書, 住居表示変更証明書または住民票の写し(本籍入り) <p>《本籍の変更》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運転免許証 ・ 戸籍の本籍変更のお知らせ, 本籍表示変更証明書または住民票の写し(本籍入り) 	随時 ※速やかに手続きをお願いします。

項目	届先	必要なもの	申請期限
自動車検査証（車検証）	《普通自動車など》 関東運輸局栃木運輸支局 ☎050-5540-2019	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示通知書, 住居表示変更証明書または住民票の写し（マイナンバーの記載がなく, 3か月以内に交付したもの） ・自動車検査証 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合） 	随時 ※速やかに手続きをお願いします。
	《軽自動車》 軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050-3816-3107	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示通知書, 住居表示変更証明書または住民票の写し（マイナンバーの記載がなく, 3か月以内に交付したもの） ・自動車検査証 ・軽自動車税申告書 ・商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・委任状（代理人申請の場合） 	
商業・法人登記の本店・支店の所在地, 代表取締役等の住所変更 ※詳しくは別冊の「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。	宇都宮地方法務局 ☎028-623-6333（代表）	《所在地の変更》 <ul style="list-style-type: none"> ・変更登記申請書 ・住居表示通知書または住居表示変更証明書 ・委任状（代理人申請の場合） 《代表取締役等の住所》 <ul style="list-style-type: none"> ・変更登記申請書 ・住居表示通知書, 住居表示変更証明書または住民票の写し（備考欄入り） ・委任状（代理人申請の場合） 	《本店所在地》 住居表示実施から <u>2週間以内</u>
法人税に係る本店・支店の所在地, 代表者などの住所変更	宇都宮税務署 ☎028-621-2151	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示通知書または住居表示変更証明書 	随時 ※速やかに手続きをお願いします。

(3) 旧住所のまま利用が可能な書類（市役所関係）

下記の書類は、旧住所のままでの利用が可能です。住居表示実施後の新たな住所が記載されたものを希望される場合などについては、必要に応じて手続きをされますようお願いいたします。

※下記手続き以外で、不明な点がございましたら、各担当課までお問合せいただきますようお願いいたします。

項目	届先	必要なもの	備考
墓園使用許可証	<ul style="list-style-type: none"> 生活安心課 各霊園管理事務所 ※郵送での受付も可能です。郵送の場合は、新しい住所に修正したものを後日、郵送します。 <問合せ先> 生活安心課 生活安心グループ ☎028-632-2284	墓園使用許可証	<ul style="list-style-type: none"> 各霊園管理事務所等に御用の際に併せて住所変更手続きをお願いいたします。 病気・身体の障がいや、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、生活安心課までお問合せください。
療育手帳	障がい福祉課 <問合せ先> 障がい福祉課 相談支援グループ ☎028-632-2365	療育手帳	更新時期または障がい福祉課に御用の際に併せて住所変更手続きをお願いいたします。
身体障がい者手帳	障がい福祉課 <問合せ先>	身体障がい者手帳	
精神障がい者保健福祉手帳	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎028-632-2363	精神障がい者保健福祉手帳	
特定医療費（指定難病）受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 保健予防課 A18 番窓口（1階） ※郵送での受付も可能です。郵送またはA18番窓口で手続きされた場合は、新しい住所に修正したものを後日、郵送します。 <問合せ先> 保健予防課 保健対策グループ ☎028-626-1114 （竹林町 972 番地）	特定医療費（指定難病）受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住所が記載されたものを希望される場合は、住所変更手続きをお願いいたします。 病気・身体の障がいや、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、保健予防課までお問合せください。

項目	届先	必要なもの	備考
妊産婦医療費受給資格者証	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・A18 番窓口（市役所 1 階） ・各出張所 ・各地区市民センター <問合せ先> 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296	妊産婦医療費受給資格者証	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住所が記載された資格者証を希望される場合は、内容変更届のご提出をお願いします。 ・各出張所、平石・富屋・姿川・河内を除く各地区市民センターで受付の場合は後日郵送となります。
妊産婦健康診査受診票	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・A18 番窓口（市役所 1 階） ・平石・富屋・姿川・河内地区市民センター ・保健センター（トナリエ宇都宮 9 階） <問合せ先> 子ども支援課 すこやか親子グループ ☎ 028-632-2388	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳 ・妊産婦健康診査受診票 	新たな住所が記載された受診票を希望される場合は、手持ちの受診票と差し替えいたします。
自立支援医療受給者証 （育成医療）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・A18 番窓口（市役所 1 階） ・各出張所 ・各地区市民センター <問合せ先> 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296	自立支援医療受給者証 （育成医療）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住所が記載された資格者証を希望される場合は、記載事項変更届のご提出をお願いします。 ・後日郵送となります。新たな受給者証が届きましたら、住居表示実施前の受給者証は破棄してください。
小児慢性特定疾病医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・A18 番窓口（市役所 1 階） ・各出張所 ・各地区市民センター <問合せ先> 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296	小児慢性特定疾病医療受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住所が記載された資格者証を希望される場合は、記載事項変更届のご提出をお願いします。 ・後日郵送となります。新たな受給者証が届きましたら、住居表示実施前の受給者証は破棄してください。

項目	届先	必要なもの	備考
養育医療券	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援課 ・A18 番窓口（市役所 1 階） ・各出張所 ・各地区市民センター <問合せ先> 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296	養育医療券	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住所が記載された医療券を希望される場合は、記載事項変更申請書のご提出をお願いします。 ・後日郵送となります。新たな医療券が届きましたら、住居表示実施前の医療券は破棄してください。
風しん追加的対策クーポン券	保健予防課 ※電話での受付も可能です。 <問合せ先> 保健予防課 感染症予防グループ ☎028-626-1114 （竹林町 972 番地）	本人確認書類 1 点 （運転免許証、パスポート、健康保険証など）	新たな住所が記載されたものを希望される場合は、住所変更手続きをお願いします。
利用カード（図書関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・各図書館 ・各生涯学習センター図書室 ・田原コミュニティプラザ ・図書館ランチ <問合せ先> 中央図書館 ☎028-636-0231 （明保野町 7 番 57 号）	本人氏名及び新住所が確認できる証明書など	各図書館等へ御用の際に併せて住所変更手続きをお願いします。

8 登記手続きについて

■不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記※保留地につきましては、市が住居表示実施後に保存登記を行いますので、住所変更登記をする必要がありません。ただし、保留地上に建物を建てられている方につきましては、建物登記の所有者住所変更登記が必要となります。	不動産の所在地を管轄する法務局 宇都宮市、さくら市、鹿沼市、那須烏山市、上三川町、高根沢町の土地・建物等については下記のとおり 宇都宮地方法務局	・登記申請書 ・住居表示通知書、住居表示変更証明書または、住民票の写し（備考欄に住居表示実施の旨記載入り） ・委任状（代理人申請の場合） ・印鑑	手続きに期限はありません。売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた際に併せて手続きを行っても構いません。 法務局では、住居表示実施日以降、土地・建物の登記簿の所在の書き換えを行います。 登記が完了するまでの間は、所有者の住所変更登記の処理ができません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	<問合せ先> 宇都宮地方法務局 〒320-8515 宇都宮市小幡 2-1-11 TEL 028-623-6333（代表）		

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例を参照してください。
- (2) 登記原因証明情報として、住居表示変更証明書（住居表示実施日以降、市から配付される証明書）を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (5) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (6) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (7) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
なお、相当数の申請が見込まれ、法務局窓口の混乱が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和●年●月●日 町名地番変更

変更後の事項 住所 栃木県宇都宮市 ●●▲丁目 2 番 3 号

住所変更後の
所有者の住所

申請人 住所 栃木県宇都宮市 ●●▲丁目 2 番 3 号

氏名 **宇都宮太郎**



認印

捨印

連絡先の電話番号 000-000-0000

平日の日中に連絡のつく
番号を記入してください

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

住居表示変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1 通

提出先の法務局

令和●年●月●日申請 **宇都宮地方法務局**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

「換地処分通知」等を
参考にして変更後の登
記の内容を正確に記入
してください

不動産の表示

土地の表示

所在	地番	地目	地積
宇都宮市 ●●▲丁目	5 番	宅地	123.45 m²

建物の表示

所在	宇都宮市 ●●▲丁目 5 番地				
家屋番号	5 番	種類	居宅	構造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 78.90 m²	2階 67.89 m²			

9 住所変更通知用はがきについて

新しい住所・郵便番号をお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更通知用はがき」を、日本郵便株式会社より提供していただいております。

下記の記載例の要領で記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、郵便差出箱（ポスト）や日本郵便株式会社の窓口、最寄りの郵便局へお出してください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、市民課までご相談ください。

10 その他

（1）通学区域

住居表示の実施によって、通学区域が変わることはありません。

（2）自治会の区域

住居表示の実施によって、自治会の区域が変わることはありません。

（3）ごみの収集

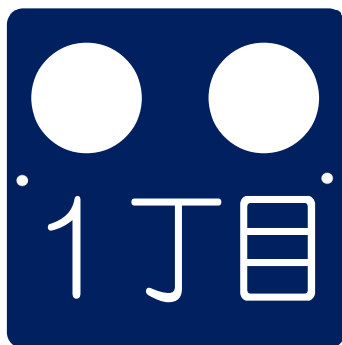
住居表示の実施によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

（4）住居表示板（町名、住居番号、枝番号^(※)）の設置について

お住まいの住所がより分かりやすくなるよう、住居表示板の取付をお願いします。

（住居表示実施時は、委託事業者の作業員が、戸建てにお住まいのみなさまに住居表示板の取り付けにお伺いします。）

※ 枝番号表示板は隣家と同じ住所になる場合のみ使用します。



町名表示板

（寸法）縦 6 cm 横 6 cm

（材質）アルミニウム



住居番号表示板

（寸法）縦 6 cm 横 12 cm

（材質）アルミニウム



枝番号表示板

（寸法）縦 6 cm 横 6 cm

（材質）アルミニウム

1 1 住居表示実施区域に新築・増改築したとき（新築による届出書）

住居表示が実施されている町に、建物を新築または増改築したとき（これまでお住まいの建物の場合も同様）には、「宇都宮市住居表示に関する条例」に基づき、住居番号（住所）を決めるため、必ず「新築による届出書」による届出をしていただくことになっております。（20ページを参照ください。）

この届出書は、建築確認済証を交付する際にお渡ししておりますほか、市民課A1番窓口、各地区市民センター、各出張所にも置いてあります。

また、市のホームページ（<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>）→暮らし（総合メニュー Living）→暮らし→戸籍・住民票・印鑑登録→戸籍・住民票・住居表示・町名変更→住居表示・町名変更）にも掲載しています。

届出書が提出されてから住居番号（住所）が決まるまでには、宇都宮市で申請順に現地調査などを行うため、**7～10営業日**が必要となります。住居番号が決まらなると転居届などの手続きができませんので、建物が建ちはじめましたら（玄関の位置が確認できる程度）、早めに届出をしてください

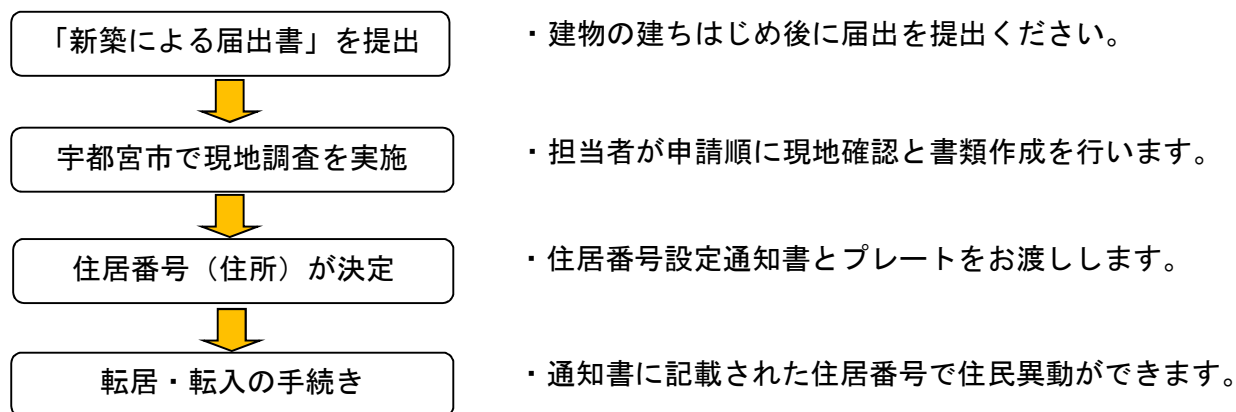
【「宇都宮市電子申請共通システム」による手続きについて】

「宇都宮市電子申請共通システム」を利用することにより、自宅や各事業所などから「新築による届出書」を提出することができます。

申請に必要な①案内図②建物の配置図③1階の平面図などの必要な書類は、電子データで添付する必要があります。

※ 「宇都宮市電子申請共通システム」を利用する場合には、事前登録が必要となります。

（URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/092011/ea/residents/portal/home>）



“住居表示が実施されている町で間違った住所を使うと大変です！！”

住居表示が実施されている町で、土地の地番や勝手に決めた住所を使用した場合、郵便物が届かなかったり、住民登録ができないことがあります。

また、間違った住所で住民登録や法人登録をしてしまうと、住所の訂正が必要となります。住所変更の訂正に伴い、変更の手続き等に時間や費用がかかる場合がありますのでご注意ください。

記載例

新築による届出書

令和00年00月00日
〒0000-0000

(あて先) 宇都宮市長

届出人住所 宇都宮市〇町1番地
氏名 宇都宮 太郎
連絡先(TEL) 028-000-0000

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

次のとおり住居表示を必要とする建物(工作物)を新築したので、宇都宮市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

氏名又は名称	宇都宮 太郎
建物、工作物の種類	1 住家 2 事務所、事業所 3 共同住宅 4 その他()
届出人の資格	1 所有者 2 管理者 3 請負業者 4 その他()
土地の所在・地番	宇都宮市 旭3 町 丁目 344 番 1

- ・ 代理人の場合、委任状は不要
- ・ 必ず連絡の取れる電話番号を記入
- ・ 住宅の場合は所有者氏名を記入
・ 集合住宅やビルの場合は建物名称を記入
- ・ 建物の登記簿上の土地の地番を記入(複数筆ある場合は全て記入)

※太線の枠内のみ御記入いただき、裏面を御確認ください。

※受付担当者は確認事項を記入

受付番号 第 号	受付年月日	通知 : 窓口受取 ・ 郵送 連絡 : 要 ・ 不要		
実態調査	付番 (設定番号)	台帳記載 (設定年月日)	通知	受付印
	町 丁目 番 号			

裏面

添付書類

【ア 添付書類】 (①から③の全ての書類を添付。もしくは、【イ 記入欄】に①から③の内容を記入)

① 案内図 (建物の場所がわかる地図)
② 配置図 (土地の形状、建物の形状や大きさ、玄関の位置がわかる図面)
③ 1階平面図

※宅地開発等で複数戸の届出がある場合は、区画全体の図面、公園の写し、実測図 等を添付

【イ 記入欄】

<①案内図>

<②配置図>
※周囲の道路との関係、建物の形と大きさ(寸法)、玄関の位置を必ず記入

<③1階平面図>

【同一所有者による建替えの場合】
(建替え前の建物の住居番号を記入)

丁目 番 号

- 【①案内図】
・ 物件の位置がわかる地図を記入
 - 【②配置図】
・ 土地形状と周囲の道路との関係
・ 建物の形と大きさ
・ 玄関の位置
を略図で記入
 - 【③1階平面図】
・ 1階全体の設計の中で玄関の正確な位置を略図で記入
- ①から③全ての図面の写しを添付するか、直接記入
- 【同一所有者による建替え】
・ 現在の住居番号を記入

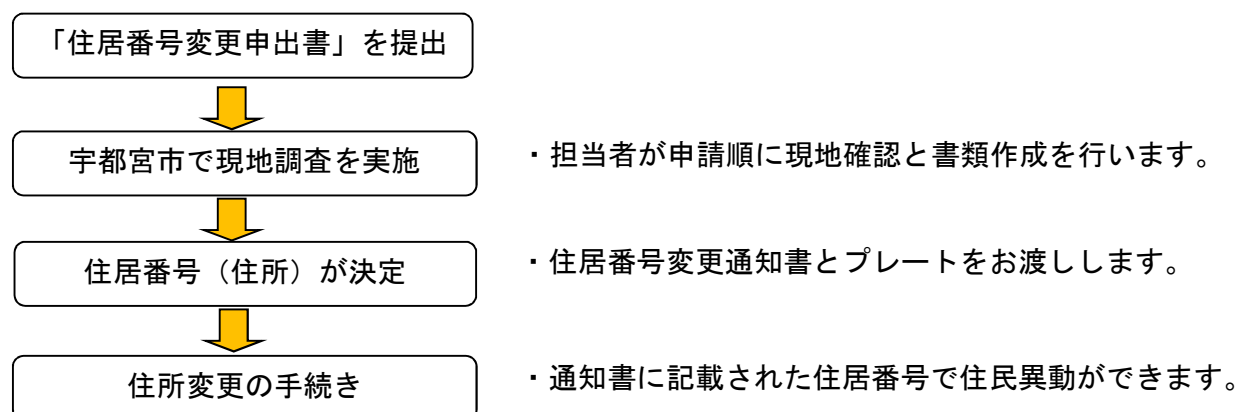
1 2 既存建物で住所重複し、枝番号付番を希望する場合（住居番号変更申出書）

令和3年4月1日より、住居表示実施区域内の住所が重複している一戸建てを対象に、住居番号に枝番号が付番できるようになりました。枝番号付番を希望される場合は「住居番号変更申出書」を提出いただく必要があります。（22ページを参照ください。）

この申出書は、市民課A1番窓口、各地区市民センター、各出張所にも置いてあります。

また、市のホームページ（<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>）→暮らし（総合メニュー Living）→暮らし→戸籍・住民票・印鑑登録→戸籍・住民票・住居表示・町名変更→住居表示・町名変更）にも掲載しています。

申出書が提出されてから住居番号に枝番号が付番されるまでには、「新築の届出書」と同様に、7～10営業日が必要となります。住居番号に枝番号を付番した場合、住民異動届などの住所変更手続きが必要となります。なお、手続きにかかる費用はご本人の負担となりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



記載例

設定
住居番号変更申出書
廃止

令和00年00月00日
〒0000-0000

(あて先) 宇都宮市長
届出人住所 宇都宮市〇町1番地
氏名 宇都宮 太郎
連絡先(TEL) 028-000-0000

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

住居番号を**設定**変更したいので、宇都宮市住居表示に関する条例第3条第2項の規定に
廃止

より申し出ます。

氏名又は名称 (変更後の氏名)	宇都宮 太郎
届出人の資格	1所有者 2管理者 3その他()
建物、工作物の種類	1住家 2事務所、事業所 3共同住宅 4その他()
建物、工作物の場所	宇都宮市 旭3 丁目 344番1
従来の住居番号	宇都宮市 旭3 丁目 4番5号
理由	設定 1改築 2建物所有者変更に伴う氏名等の変更設定 3その他()
	変更 1出入口の変更 2通路の変更 3移築 4枝番号の付番 5その他
	廃止 1取り壊し 2焼失 3その他()

- ・ 代理人の場合、委任状は不要
- ・ 必ず連絡の取れる電話番号を記入
- ・ 枝番号付番を希望される場合は設定当時の氏名を記入
- ・ 現在の住居番号を記入

※太線の枠内 及び 裏面を記入ください。

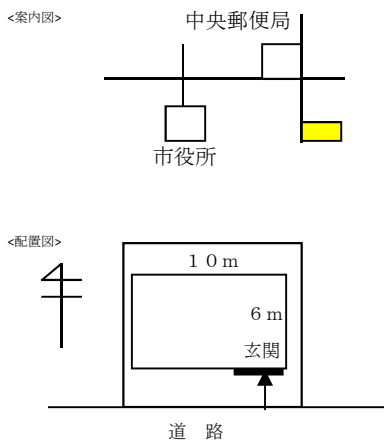
受付番号 第 号	受付年月日	通知 : 窓口受取 ・ 郵送 連絡 : 要 ・ 不要
実態調査	設定, 変更, 廃止	台帳記載 通知 受付印
	町 丁目 番 号	

- 【①案内図】
- ・ 物件の位置がわかる地図を記入
- 【②配置図】
- ・ 土地形状と周囲の道路との関係
- ・ 建物の形と大きさ
- ・ 玄関の位置を略図で記入
- 【③建物の所有者または居住者であることを確認できる書類の写し（枝番号希望の場合）】
- ・ 登記簿
- ・ （借家の場合）売買契約書など

裏面

添付書類（下欄に直接記入するか、図面の写しを添付してください）

- 案内図（建物の場所がわかる地図）
- 建物の配置図（土地、建物の形状及び大きさがわかる図面等）
- 建物の所有者変更の場合は、変更したことを確認できる書類の写し
枝番号希望の場合は、建物の所有者または居住者であることを確認できる書類の写し



- 【枝番号の付番について（住所が重複する一戸建ての場合）】
※希望する場合は☑印をお願いいたします。
- 下記事項を了承の上、住居番号の枝番号付番を希望します。
- 住所変更後の諸手続きは居住者等が行うこと
 - 建物の所有者と居住者が異なる場合は、双方の同意が得られていること
 - 住所変更後に伴い発生する費用は、居住者等が負担すること

枝番号付番を希望する場合、(1)~(3)について内容確認し、☑印を記入。

13 よくある質問

問1 住居表示を実施するメリットは

答 住居表示実施地区の皆さんをはじめ、訪問する方にも分かりやすくなります。
(市民生活や経済活動の利便性が向上します。) ⇒ 1 ページを参照ください。

問2 丁目(町名)の付け方は

答 本町1番14号の旧市役所に近い街区から蛇行式で順序よく付けます。
丁目の数は原則として9丁目以下とすることになっていますが、通常5丁目までが適当と言われています。⇒ 2 ページを参照ください。

問3 住居番号の決め方は

答 街区ごとに西北の角を起点として右回りに10m間隔に区切り、基礎番号を付けます。この基礎番号をもってその建物の住居番号と定めます。⇒ 3 ページを参照ください。

問4 10m間隔に区切っていった、角で端数がでたらどうするのか

答 5m未満は前の番号に含め、5mを超えるときは単独に番号をとります。

問5 ○町○番○号ということですが、その○号に欠番があるのはどういうことか

答 住居番号は建物の入口により順序よく付けますが、空地や駐車場などには番号は付けませんので欠番が生じます。また空地に建物を建てた場合には、市に「新築による届出書」により届出をしていただき番号を付けます。この届出は建築確認申請とは別ですのでご注意ください。
⇒ 19・20 ページを参照ください。

問6 令和3年4月1日から開始する枝番号付番について、宇都宮市内ならどこでも付けられるのか

答 住居表示実施区域内での制度であり、地番を住所として使っている区域は対象外となります。住居表示が実施されているかどうかについては、市HP「宇都宮市町名一覧※」をご参照ください。※ID: 1003523

問7 既存の建物にも自動的に枝番号が付くのか

答 申出があった人のみ枝番号を付けることができます。

問8 今住んでいる家の住所に枝番号を付けた場合、何か必要な手続きはあるのか

答 枝番号を付けた場合、住民異動届をはじめ、運転免許証や不動産登記の所有者住所・郵便などの住所変更手続きが必要になります。なお、手続きにかかる費用はご本人様の負担となります。

問9 2世帯住宅で入口も別々だけど、枝番号をそれぞれに付けることはできないのか

答 住所は建物一戸ごとに付番します。同じ建物の場合は、入口や世帯が別になっても同じ住所をお使いいただくこととなります。

問10 住所の重複はないけど、枝番号を付けることはできるのか

答 枝番号を付けることができるのは、住所が重複している、もしくは重複のおそれがある一戸建てのみとなります。

問11 アパートで隣の家と同じ住所なのですが、枝番号は付けられるのか

答 枝番号の対象としているのは一戸建てのみとなります。アパート・マンション等の共同住宅の場合は、宛先に建物名称を入れるなどご対応くださいますようお願いいたします。

問 12 新築だと必ず枝番号を付けなければいけないのか

答 同住所の可能性がある場合は、できる限り枝番号をご使用いただきますのでご理解くださいませうようお願いいたします。

問 13 住居表示実施後の本籍（戸籍）の表示

答 市で戸籍簿について書換えを行い、「戸籍の本籍変更のお知らせ」を戸籍の筆頭者あてに送付します。なお、ご本人が転籍届出をすることによって住居表示実施後の街区符号（○番）をもって表示することもできます。⇒4ページを参照ください。

問 14 元（住居表示実施前）の住所を使った場合、郵便物は配達されるか

答 市から日本郵便株式会社へ住居表示実施について連絡をしておりますので心配はいりません。おむね1年間は元（住居表示実施前）の住所の表示でも差し支えありません。

問 15 住所変更通知用はがきは何枚もらえるのか

答 50枚まで無料で差し上げます。

会社などで大量に私製はがきを作成される場合は事前に郵便事業株式会社に申請をし、承認を受けてから自費で印刷してください。3,000枚まで郵送料が無料扱いとなります。

問 16 住居表示に関する証明書は交付してもらえるのか

答 ○ 取扱場所について

市民課A1番窓口（市役所1階）、各地区市民センター、各出張所、

○ 取扱日時について

月曜～金曜（祝休日を除く）午前8時30分～午後5時15分まで

※ バンバ出張所では平日以外の土・日・休日も窓口業務を行っていますが、「住居表示変更証明書」の交付については、月曜～金曜（祝休日を除く）午前10時～午後5時15分までです。

○ 申請について

各取扱場所に備付けの「証明書（住居表示等）交付申請書」に記載の上、申請してください。

問 17 法務局で街区符号をもとに土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の交付申請をしたところ「住居表示の番号なので、証明書を作成できない」と言われたのだが

答 土地の登記事項証明書を交付申請する際は、所有者にその土地の所在、地番などをよく確かめから申請してください。市では、住居表示実施以前の旧住所は調べることができますが、地番などは調べることはできません。

問 18 住居表示実施後、自治会などが複雑になるのではないのか

答 自治会などは、その地域の住民の皆様により自主的に運営されている組織であるため、たとえ町の区域や名称が変わっても、活動区域には影響はありません。従って、今までどおりで差し支えありません。

問 19 住居表示実施後、通学区域は変更になるのか

答 通学区域については変わりません。

ただし、その学校の児童・生徒数により決めておりますので、将来においては変更されることも考えられます。

問 20 今までの状態ではなぜ分かりにくいのか

答

- ・ 一筆の土地の大きさや形がさまざま、同じ番地の家が何軒もあり、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からない。
- ・ 土地の分筆や合筆などにより、多くの枝番、欠番が生じ、地番が順序よく並んでいない。

} などがあげられます。

問 21 住居表示が実施されると、住所変更の手続きなどの費用はどうなるのか

答 住居表示は全国共通の事業として各自治体がそれぞれに実施していますが、親類、知人などにお知らせするための「住所変更通知用はがき」を日本郵便株式会社から提供を受け、各戸あてに送付します。

その他につきましては、誠に申し訳ございませんが、個人、法人においてその費用などをご負担いただきたいと存じます。

問 22 住居表示の決め方は

答 本市には、住居表示制度を円滑に実施するため、必要な意見を市長に述べる機関として宇都宮市住居表示等審議会があります。この審議会は、学識経験者・地域住民の代表・関係官公署の職員などから選ばれた委員で構成され、町の区域や町名をどのように決めるかなど、住居表示実施にあたって必要な事項について市長から諮問を受け、必要な調査や審議を行います。

市長は住居表示を実施する際には、審議会の意見を尊重し、さらに市議会の議決を経て決定します。

問 23 住居表示のプレートを破損してしまった

答 住居表示設定の確認後、無料でお渡ししますので、市民課企画グループへご連絡ください。

1 4 【参考】市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）

No	議決年月日	区 域 名	面 積 k m ²	累計面積 k m ²	全市面積比 (416.84 k m ²)
1	昭和 38. 6. 21	市中心部	14. 269	14. 269	3. 42%
2	40. 7. 17	戸祭町, 一ノ沢町, 西原町	0. 538	14. 807	3. 55%
3	41. 6. 25	雀宮地区, 江曾島地区	3. 346	18. 153	4. 35%
4	45. 10. 1	江曾島町	0. 010	18. 163	4. 36%
5	47. 9. 28	今泉地区, 宮原町 2 丁目	3. 705	21. 868	5. 25%
6	48. 3. 26	江曾島地区, 城南地区	1. 886	23. 754	5. 70%
7	52. 3. 23	大曾町, 竹林町, 今泉町, 今泉新町	0. 860	24. 614	5. 90%
8	52. 9. 20	西原町, 鶴田町, 西川田町	0. 374	24. 988	5. 99%
9	55. 7. 2	今泉町	0. 050	25. 038	6. 01%
10	56. 9. 5	若草町, 鶴田町, 緑 4 丁目	1. 571	26. 609	6. 38%
11	58. 12. 23	雀宮町, 針ヶ谷町, 兵庫塚町	0. 650	27. 259	6. 54%
12	59. 12. 21	雀宮町, 兵庫塚町, 西川田町, 他 4 町	2. 219	29. 478	7. 07%
13	61. 12. 19	西川田町, 兵庫塚町, 山本町, 他 6 町	2. 830	32. 308	7. 75%
14	63. 9. 21	西川田町, 築瀬町, 峯町, 他 9 町	3. 280	35. 588	8. 54%
15	平成 3. 9. 20	山本町, 長岡町	1. 220	36. 808	8. 83%
16	4. 9. 25	野高谷町, 刈沼町, 他 3 町	1. 277	38. 085	9. 14%
17	6. 9. 27	横山町, 一ノ沢町, 他 4 町	2. 449	40. 534	9. 72%
18	8. 3. 22	越戸町, 平出町	0. 683	41. 217	9. 89%
19	9. 3. 24	石井町, 下平出町, 平出町	0. 894	42. 111	10. 10%
20	12. 3. 24	西の宮町	0. 260	42. 371	10. 16%
21	12. 9. 29	駒生町	0. 001	42. 372	10. 17%
22	21. 6. 25	鶴田町	0. 429	42. 801	10. 27%
23	23. 2. 24	板戸町, 刈沼町, 満美穴町, 野高谷町, 道場宿町	1. 772	44. 573	10. 69%
24	31. 3. 22	平松町, 峯町, 東峯町, 石井町, 平松本町	0. 900	45. 473	10. 90%

15 【参考】住居表示実施状況

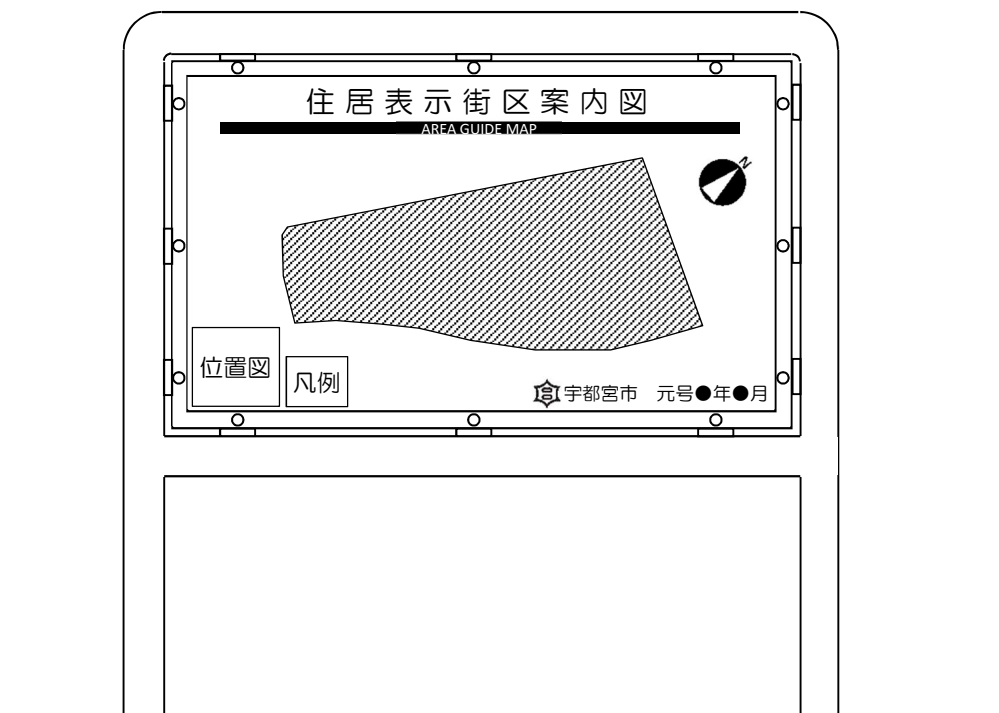
実施期日	関係した町の数	無くなった町の数	実施区域内の町の数			実施面積〔km ² 〕	累計面積〔km ² 〕	実施時人口(約)〔人〕	実施時世帯数(約)〔世帯〕
			新しい町	既存の町	計				
昭和 39. 9. 30	40	20	22	3	25	1.760	1.760	20,300	7,260
40. 9. 30	53	44	33	0	33	3.369	5.129	25,400	8,760
41. 9. 30	15	4	18	5	23	3.355	8.484	18,980	6,480
42. 9. 30	7	5	9	0	9	0.641	9.125	4,000	1,300
49. 1. 12	4	0	4	0	4	0.514	9.639	1,000	300
49. 4. 1	43	27	59	6	65	3.569	13.208	43,500	14,600
49. 11. 1	3	0	5	0	5	0.600	13.808	1,630	500
53. 3. 1	2	0	2	0	2	0.234	14.042	1,600	400
53. 10. 1	4	0	13	0	13	0.965	15.007	5,100	1,620
54. 10. 1	7	1	4	0	4	0.927	15.934	4,350	1,500
55. 11. 1	7	0	4	4	8	0.775	16.709	6,430	2,180
56. 10. 1	1	0	9	0	9	0.819	17.528	6,870	2,300
57. 2. 1	4	3	5	0	5	0.320	17.848	2,850	1,120
58. 2. 1	4	1	10	0	10	1.406	19.254	9,920	3,380
59. 2. 1	8	0	0	5	5	0.985	20.239	4,910	1,680
60. 2. 1	6	0	5	3	8	1.119	21.358	6,700	2,290
61. 2. 1	7	0	5	3	8	1.531	22.889	7,510	2,310
62. 2. 1	10	0	6	4	10	1.853	24.742	9,060	2,660
63. 10. 1	9	0	10	1	11	1.782	26.524	4,830	1,310
平成 元. 10. 1	3	0	6	0	6	1.349	27.873	5,630	1,600
2. 10. 1	7	0	7	0	7	1.308	29.181	14,110	4,750
4. 10. 1	2	0	8	0	8	1.057	30.238	5,880	2,280
5. 10. 1	2	0	7	0	7	1.145	31.383	7,300	2,650
6. 10. 1	5	0	6	0	6	1.277	32.660	6,520	2,150
7. 10. 1	1	0	3	0	3	0.439	33.099	2,450	700
8. 10. 1	3	0	4	0	4	0.564	33.663	2,840	990
9. 10. 1	2	0	7	0	7	0.683	34.346	6,500	2,300
10. 10. 1	3	0	4	0	4	0.894	35.240	4,200	1,500
13. 10. 1	2	1	2	0	2	0.260	35.500	1,850	640
18. 10. 1	2	0	6	0	6	1.217	36.717	7,200	3,000
(21. 3. 28)	5	0	1	0	1	住居表示実施後の町名変更			
21. 10. 3	4	0	2	0	2	0.261	36.978	1,260	560
22. 10. 2	1	0	3	0	3	0.429	37.407	1,770	700
25. 3. 23	5	0	8	0	8	1.772	39.179	3,000	1,400
令和 6. 3. 23	4	0	6	0	6	0.482	39.661	3,020	1,370

16 【参考】住居表示実施町名一覧

ア 明保野町 旭 1・2丁目	桜 1～5丁目 さつき 1～3丁目	西一の沢町 西川田 1～7丁目	本丸町
イ 池上町 泉が丘 1～7丁目 泉町 一条 1～4丁目 一の沢 1・2丁目 一番町 今泉 1～5丁目 今宮 1～4丁目	三番町 シ 下河原 1丁目 下戸祭 1・2丁目 宿郷 1～3丁目 宿郷 5丁目 城東 1・2丁目 城南 1～3丁目 昭和 1～3丁目 新富町	西川田東町 西川田本町 1～4丁目 西川田南 1・2丁目 錦 2・3丁目 西大寛 1・2丁目 西の宮 1・2丁目 西原 1～3丁目 二番町	マ 曲師町 松が峰 1・2丁目 松原 1～3丁目
エ 駅前通り 1～3丁目 江曾島 1・2丁目 江曾島 5丁目 江曾島本町 江野町	ス 末広 1・2丁目 雀の宮 1～7丁目 住吉町	ハ 八幡台 花園町 花房 1～3丁目 花房本町 塙田 1～5丁目 馬場通り 1～4丁目 針ヶ谷 1丁目	ミ 操町 緑 1～5丁目 みどり野町 南一の沢町 南大通り 1～4丁目 南高砂町 南町 峰 1～4丁目 宮園町 宮原 1丁目 宮原 3～5丁目 宮町 宮本町 宮みらい
オ 大曾 1～5丁目 大塚町 大通り 1～5丁目 御蔵町 小幡 1・2丁目	セ 千波町 タ 大寛 1・2丁目 台新田 1丁目 高砂町 滝の原 1～3丁目 滝谷町	ヒ 東今泉 1・2丁目 東浦町 東宿郷 1～6丁目 東宝木町 東戸祭 1丁目 東塙田 1・2丁目 東原町 東峰 1・2丁目 日の出 1・2丁目 平松 1～4丁目 兵庫塚 1～3丁目	ム 睦町 モ 元今泉 1～8丁目 茂原 1・2丁目 ヤ 八千代 1・2丁目 築瀬 1～4丁目 大和 1～3丁目 山本 1～3丁目 弥生 1・2丁目
カ 春日町 上戸祭 1～4丁目 川向町 河原町	チ 中央 1～3丁目 中央 5丁目 中央本町	フ 富士見が丘 1～4丁目 富士見町 二荒町 双葉 1～3丁目 不動前 1～5丁目	ヨ 陽西町 陽東 1～8丁目 陽南 1～4丁目 横田新町 横山 1～3丁目 吉野 1・2丁目
キ 菊水町 北一の沢町 北若松原 1・2丁目 京町 清住 1～3丁目 清原台 1～6丁目	ツ 鶴田 1～3丁目 天神 1・2丁目 テ 伝馬町 ト 戸祭 1～4丁目 戸祭元町	ホ 星が丘 1・2丁目 細谷 1丁目 本町	ユ ゆいの杜 1～8丁目 ク 六道町 ワ 若草 1～5丁目 若松原 1～3丁目
コ 越戸 1～4丁目 五代 1～3丁目 駒生 1・2丁目	ナ 中一の沢町 中今泉 1～5丁目 中河原町 中久保 1・2丁目 中戸祭 1丁目 仲町		
サ 幸町 材木町 栄町	ニ 西 1～3丁目		

住居表示は、特に、皆さんの日常生活に深いつながりをもつものでありますので、

本事業が円滑に進められますようご協力をお願いします。



〈住居表示街区案内板〉

発行

宇都宮市 市民まちづくり部 市民課 企画グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028-632-2263

(令和6年3月作成)